

「空き家」を譲渡すると

譲渡所得から **最高 3,000万円**が



特別控除 される場合があります!!

相続した「空き家」を一定の条件を満たして譲渡した場合に、所得税が控除される制度があります。

適用条件の一部

(令和7年1月1日現在)

- 旧耐震基準(昭和56年5月31日以前の建築確認)で建てられた一戸建て住宅
- 相続開始直前まで被相続人(亡くなられた方)以外が居住していない家屋
- 相続時から譲渡までに居住や賃貸、事業などに使われていない場合
- 相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡された場合
- 譲渡価格が1億円以下である

※被相続人が亡くなる直前に介護施設などに入居していた場合も対象となる場合があります。
※特別控除の適用を受けるには、長泉町に申請書を提出し、その後、確定申告する必要があります。



▲詳細はこちら

お持ちの家を **空き家** にしないために!

1 わが家の「家じまい」を考える!!

ご自身が亡くなる、または、体が不自由になるなどして、家の今後についての意思が示せなくなってからでは、残された家族に負担が掛かってしまいます。そのような事が起らないよう、元気なうちにわが家の「家じまい」について、一度考えてみましょう。

2 早めの対処が鍵です!

賃貸や売却、解体を視野に入れて総合的な判断を

家にはそれぞれ思い出があり、空き家になっても整理が進まずそのままにしてしまうことがあります。適切な管理が行われていない空き家は、老朽化が進み、現状のまま放置していても事態が改善することはありません。将来を見据えて、早めに対処しておくことが大切です。



3 解体後も税の負担を軽減!!

通常、住宅を解体すると、固定資産税は、住宅用地特例の対象外となりますが、長泉町では解体しても、要件を満たせば最長3年間減免を受けられる制度があります。

なお、減免を受けるには申請が必要です。詳細は税務課までお問い合わせください。

＼ 詳細はこちら /



3年間あるから、
今後の事は落ち着いて
考えられて安心ね!

空き家に関する
相談窓口

長泉町 建設計画課 ☎ 055-989-5520

〒411-8668 長泉町中土狩 828 FAX 055-986-5905

メール keikaku@town.nagaizumi.lg.jp